「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と家庭を両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように 行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日

2. 内容

目標1:計画期間における育児休業取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする 女性社員・・・取得率100%を継続する

<対策>

● 全社員に対して、育児・介護休業に関する社内規程、育児休業給付、休業中の社会 保険料免除などの制度や関連する最新情報を社内ネットワークに掲載し周知する。

目標2:従業員一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計 時間数を20時間未満にする。

<対策>

- ノー残業デー(毎週水曜日)を継続的に実施し、定時退社を促進する。
- パソコン起動時にノー残業デーを促進する啓発画面を掲載することにより、社員のワーク・ライフ・バランスへの意識向上を図る。
- システム等を活用し、管理職による勤怠管理を徹底する。